おもちゃライブラリーくにうみの里に係る貸出要領

（目　的）

「一般財団法人日本おもちゃ図書館財団」の支援事業により助成を受けたおもちゃを活用し「おもちゃライブラリー」を開設することで、施設を訪れる子供たち等とおもちゃを通じた交流等を行い、子供たちが地域で楽しく健やかに成長することを見守ることを目的とする。

（対　象）

　くにうみの里入居者及びその家族、地域の保育園等団体

（おもちゃの管理ついて）

別紙一覧のとおり、おもちゃには管理番号を付け管理することとする。

（破損等による弁償について）

おもちゃが貸出期間や利用中に破損等した場合については、その事実のみを確認し、弁償等は求めないこととする。

（おもちゃの貸出について）

おもちゃの貸出については、別紙貸出表において管理する。

貸出期間は、2週間を限度とし、延長する場合は再度申し込みをしてもらうこととする。

また、１回に貸し出すおもちゃの品目は最大５品目とする。

貸出搬送については、原則貸りる側が行うこととする。貸りる際は、所定の様式に貸出希望のおもちゃ（管理番号）及び、返却期日を記載のうえ事務所に提出することとする。

（その他）

この要領に記載のない内容については、「コミュニティデザイン推進会議」にて検討し、施設長が定めることとする。

（附則）

この要領は、

平成29年9月25日より施行する。